

猿ヶ京浄水場建設事業設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

みなかみ町が予定する猿ヶ京浄水場建設事業（以下「対象工事」という。）にあたり実施設計業務及び施工業務など民間事業者の創意工夫を取り入れることで、より良好な安全管理と堅牢でメンテナンス性の優れた施設の建設が期待されるとともに、工期の短縮やイニシャルコストを含むライフサイクルコストの低減が図られることを期待し、デザインビルド方式により実施する。

2 事業概要等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 実施事業名 | 猿ヶ京浄水場建設事業 |
| (2) 事業場所 | みなかみ町永井地内 |
| (3) 事業期間 | 契約締結日から平成31年3月20日まで |
| (4) 事業概要 | 浄水場（一日最大浄水量：4,000トン規模）の建設に係る基本設計、実施設計、建設工事（関連工事を含む）及び付帯業務 |
| (5) 施設概要 | 猿ヶ京浄水場新設・膜ろ過処理施設・薬品注入施設・浄水池ほか、解体工事（新規猿ヶ京浄水場を既設浄水場内に新設するため（建屋別））
※本施設は、猿ヶ京浄水場内に新設する。 |
| (6) 予算上限額 | 766,800,000円（消費税込み） |

3 受注者決定方式

公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者（受注予定者）及び次点交渉権者を決定し、必要な協議が整った場合に、その者と随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者（受注予定者）との協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と協議を行う。

4 参加の条件

応募事業者は、次の（1）～（3）にあげる要件を満たさなければならない。なお、本件は施工体制を確認するので、下請負業者についても参加申請時に併記し、下請負予定者を含めて事業者として審査する。資格審査申請書は、添付資料に基づき下記要件資料とともに提出を求めるものとする。

本事業に参加する事業者およびその下請負業者は、事業契約後もその構成で本事業を進めるものとし、原則として変更は認めない。（履行確認）ただし、やむを得ない変更を要する場合は、発注者と協議により決定するものとする。

(1) 参加形態及びその要件

応募事業者（共同企業体の場合には、構成員）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなけ

ればならない。(単独企業の場合には、イ)、ウ)を除く)

- ア) 応募事業者は、単独企業または、特定建設工事企業体(設計・施工共同企業体)(以下「共同企業体」と言う。)とする。
- イ) 共同企業体における構成員の数は2者以上とする。
- ウ) 共同企業体における最少出資比率は、2者の場合は30%以上、3者以上の場合は、20%以上とする。
- エ) 法人格を有し、本事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- オ) 応募事業者(共同企業体の場合には、全ての構成員)は、法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。
- カ) 応募事業者(共同企業体の場合には、全ての構成員)は、みなかみ町の平成28・29年度入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。

(2) 応募制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者(共同企業体の場合には、構成員)になることできない。

- ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本町における競争入札の参加資格を制限されている者。
- イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てが行われ、この手続が終了していない者。
- ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)又は法人であつての役員が暴力団員(関係者含む)である者。
- エ) 公告日から審査の日までの期間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱(昭和61年4月1日群馬県要綱)第2条第1項及びみなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱(平成17年告示9号)第2条第1項に基づき指名停止の措置が講じられている期間中でない者。

(3) 資格要件

本事業の元請企業(共同企業体においてはその代表企業)は、次の要件を満たす者とする。

- ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による土木一式工事、建築一式工事、機械機器設置工事、水道施設工事について、特定建設業の許可を有し、経営事項審査における総合評定値(以下「総合評価」という)が、それぞれ1,100点以上であること。
- イ) 設計審査者として技術士上下水道部門上水道及び工業用水道の資格を有する者を、専任で自社に保有すること。(現場常駐はしない)
- ウ) 機械器具設置工事の管理技術者の資格を有する者を、専任で自社に保有すること。(現場常駐はしない)
- エ) 本事業の期間に一級土木施工管理技士または同等以上の資格を有し、土木一式工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を、専任で配置すること。(ただし、詳細設計期間、機器類の工場製作期間で、当該施工箇所での施工が無い期間と認めた場合は現場への専任、常駐性を解除する)

土木・建築一式工事を行う共同企業体構成員(または、下請業者)の資格要件

- ア) 土木・建築工事を行うものは平成28・29年群馬県建設工事入札参加資格名簿に登録されていること。
- イ) みなかみ町内に建設業法でいう本店を有しており、土木一式工事における格付けがAであること。
- ウ) 経営事項審査における総合評定値（以下「総合評定値」という）が、土木一式で850点以上かつ建築一式で650点以上を有すること。ただし、これら総合評価値は1社で所有する企業とする。

機械機器設置工事を行う共同企業体構成員（または、下請業者）の資格要件

- ア) 機械器具設置に関して、総合評定値が1, 100点以上であること。
- イ) 公共水道工事において元請として単体で、1基当たりの公称処理量750m³/日以上のもろ過器設置工事の実績を有すること。

水道施設工事を行う共同企業体構成員（または、下請業者）の資格要件

- ア) 本事業において、鋼製の水槽を貯水槽として採用する場合、その施工者は本要件を満足すること。
- イ) 水道施設に関して、総合評定値が1, 100点以上であること。

電気工事業を行う共同企業体構成員（または、下請業者）の資格要件

- ア) 電気に関する総合評価値が1, 100点以上であること。
- イ) 遠方監視装置を要するため、群馬県下に本店を有すること。
- ウ) 公共水道工事において元請として単体で250kV以上の受変電設備工事の実績を有すること。
- エ) 当該施設の発注団体において、10年以内に監視設備工事の新設又は更新工事を行った実績を有すること。

設計・監理（管理）業務を行う共同企業体構成員（または、下請業者）の資格要件

- ア) みなかみ町競争入札有資格者名簿（コンサルタント関係）に登録されていること。
- イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ) 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有するものが1名以上在籍していること。

4 申請の方法

(1) 応募資格の基準日

応募に係る資格要件の基準日（以下「基準日」という。）は、「公告の日」とする。なお、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(2) 申請書類

- ア) 参加申請書（様式第1号）
- イ) 施工体制確認シート（様式第2号）
- ウ) 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
- エ) 確認決定通知書を送付するための返信用封筒（定形82円切手を貼付したもの）

(3) 参加申請書の提出方法等

- ア) 参加申請書の提出期間及び場所は以下のとおりとする。
- イ) 提出方法 持参（郵送または電送は受け付けない。）
- ウ) 作成方法 参加申請書等は、指定様式で作成しホチキス等でまとめ1冊にすること。
- エ) 提出部数 1部（提案書類は、正本1部 副本8部）
- オ) その他 提出された参加申請書は返却しないが、入札参加資格の審査以外に無断使用しない。また、提出期限以降の参加申請書の差替え及び再提出は認めない。

(4) 応募に関する留意事項

- 応募事業者は、次の各号にあげる内容について留意すること。
- ア) 応募事業者は、参加申請書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾した者と見なす。
 - イ) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
 - ウ) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。
 - エ) 応募事業者から募集要項に基づき提出される応募書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は必要があるときは応募書類の内容を無償で使用することができるものとする。
 - オ) 提出された書類については、理由のいかんにかかわらず返却しない。
 - カ) 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
 - キ) 参加申請書提出日から受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する応募は、無効とする。
 - ① 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - ② 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - ③ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合

(5) 公募スケジュール等

公募のスケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までとし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を行わない。また、本公募に際して説明会等は実施しない。

募集要項の告示（公表）	平成28年12月16日
募集要項に関する質問の受付	平成28年12月16日 ～ 平成28年12月22日
質問に対する回答	平成28年12月28日
参加申請書の受付	平成29年 1月 4日 ～ 平成29年 1月 6日
審査の実施	平成29年 1月上旬を予定
審査結果の通知	平成29年 1月上旬を予定
提案書の提出期限	平成29年 2月上旬を予定
優先交渉権者の決定	平成29年 2月下旬を予定

※要求水準書、提案書作成方法等の閲覧は平成29年1月上旬(審査結果の通知後)を予定。

(6) 提出書類の配布と提出窓口等

ア) 提出書類の様式等は、みなかみ町ホームページでダウンロードする。

イ) 提出窓口は、生活水道課上水道グループ窓口に持参することとする。

ウ) 本要項の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、Eメール送信する方法により受け付ける(様式不問)。また、質問の回答については、全ての応募事業者にEメールにより配信する。

Eメールアドレス: office-suido@town.minakami.gunma.jp

(7) 申請に係るその他の事項

ア) 町が提示する資料及び回答書は、本要項等と一体のものとして、同等の効力を有する者とする。

イ) 本要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

ウ) 町が行う指示に従わないとき、その他受注者による業務を継続することが適当でないと認めるときは、決定の取り消しを行うことがある。

エ) 決定の取り消しや受注者の責による施設の損傷など、町に損害を与えた場合は、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

5 その他の事項

(1) 現場説明会は行わない。

(2) 契約の締結

ア) 契約締結は、決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結しなければならない。

イ) 契約締結にあたっては、みなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年条例第47号)の規定により、町議会において可決されるまでの間は、仮契約となる。

(3) 本要項に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同法施行令並びに町財務規則、建設工事執行規則及び要綱等の定めによる。

(4) 問い合わせ先

群馬県みなかみ町役場

利根郡みなかみ町後閑318番地

(契約制度) 総合戦略課 財政・契約グループ 電話: 0278-25-5004

(工事) 生活水道課 上水道グループ 電話: 0278-25-5013

競技参加資格確認申請書（兼特定建設工事共同企業体編成予定調書）

平成 年 月 日

みなかみ町長 岸 良昌 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名



平成 年 月 日公示のプロポーザル競技に参加するため、参加資格の確認審査を申請します。
この申請書及び添付書類の内容については、すべて事実と相違ないことを誓約いたします。

商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可の業種
希望する事業の件名：			

添付書類

1. 配置予定技術者届

受付番号	
------	--

注：競技の結果、優先交渉権者となった場合には、契約締結の日までに特定JVの協定書及び委任状を作成のうえ提出すること。

施工体制確認シート		
元請企業（単独）、代表企業（共同企業体）		
企業名	代表者氏名	建設許可 番号

下請負企業（単独）、構成企業（下請負含む）					
担当する工事	企業名	構成員	下請負者	代表者氏名	建設許可 番号
土木建築工事業					
機械器具設置 工事業					
水道施設工事業					
電気工事業					
設計業務					

記入例

下請負企業（単独）、構成企業（下請負含む）					
担当する工事	企業名	構成員	下請負者	代表者氏名	建設許可 番号
土木建築工事業	△○建設		○	○太郎	
機械器具設置 工事業	○○エンジ			○二郎	
水道施設工事業	○○エンジ		○	○三郎	
電気工事業	□□電気		○	○四郎	
設計業務	○△設計		○	○五郎	

・評価点について実績等を示す資料は各評価項目が確認できる資料を添付すること。